

お客さま各位

滋賀県信用組合

保護預り規定（セーフティ・ケース）の改正について

平素より滋賀県信用組合をご利用賜り、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、保護預り（セーフティ・ケース）について、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から保管物の範囲や利用目的の確認を強化するべく、関係規定の改正を行います。

なお、保護預り（セーフティ・ケース）をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上を引き続き図ってまいりますので、お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和7年11月1日

2. 保護預り規定の改正

令和7年11月1日より保護預り規定を以下のとおり改正いたします。

なお、改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

<改正内容 新旧対照表（新たに追加する箇所を表示）>

変更前	変更後
<p>第2条.（保管物の範囲）</p> <p>(1) セーフティ・ケースには、次に掲げるものを<u>収納</u>することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債券、株券その他の有価証券 ・ 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ・ 貴金属、宝石その他の貴重品 ・ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは<u>収納</u>をおことわりすることがあります。</p>	<p>第2条(保管物の範囲)</p> <p>(1) セーフティ・ケースには、次に掲げるものを<u>保管</u>することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは<u>保管</u>をお断りすることがあります。</p> <p><u>(3) セーフティ・ケースには、次に掲げるものを保管することができません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> ② <u>爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、セーフティ・ケースの通常の利用による保管に適さないもの</u> ③ <u>破損しやすいもの</u> <p>第3条(利用目的の確認)</p> <p><u>(1) 保護預りの契約の締結または利用等にあって</u></p>

変更前	変更後
<p>第7条. (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくははき損したときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>第8条. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章また正鍵を失った場合の<u>セーフティ・ケースの受け渡し</u>は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合または<u>はき損</u>した場合は、錠前</p>	<p><u>は、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保管品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) セーフティ・ケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、店舗内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法でセーフティ・ケースの利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第8条(届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは<u>毀損</u>したときも同様とします。</p> <p>(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p><u>(3) 保護預りの契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。</u></p> <p>第9条 (成年後見人等の届出)</p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。</u></p> <p><u>(4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</u></p> <p><u>(5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>第10条(印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の<u>保護預り品の受け渡し</u>は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合または<u>毀損</u>した場合は、錠前</p>

変更前	変更後
<p>等の取り替えに要する費用を支払ってください。</p> <p><u>第9条. (セーフティ・ケース等の変更)</u> <u>前条第2項の場合またはセーフティ・ケース(錠前を含む)のき損・不調等が生じた場合に、当組合がセーフティ・ケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u></p> <p><u>第13条. (解約等)</u> (1) この契約は、<u>預け主</u>の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえでセーフティ・ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>預け主</u>が手数料を支払わないとき ・<u>預け主</u>について相続の開始があったとき ・<u>預け主</u>もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ・店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ・<u>預け主</u>または代理人がこの規定に違反したとき (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、 <u>預け主</u> との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの保護預りの利用を停止し、または <u>預け主</u> に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをとってください。 ① <u>預け主</u> が保護預りの使用申込時にした表明・確	<p>等の取替えに要する費用を支ってください。<u>なお、当組合がセーフティ・ケースの変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u></p> <p>(※旧第9条は削除、新第10条を含む)</p> <p><u>第14条(解約等)</u> (1) この契約は、<u>借主</u>の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえで<u>保護預り品を引き取り</u>、正鍵は直ちに返却してください。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。</p> (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① <u>借主</u> が手数料を支払わないとき ② <u>借主</u> について相続の開始があったとき ③ <u>借主</u> もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ <u>借主</u> または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u> (3) 第2項のほか、次の各号の一にでも該当し、 <u>借主</u> との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの保護預りの利用を停止し、または <u>借主</u> に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをとってください。 ① <u>借主</u> が保護預りの使用申込時にした表明・確

変更前	変更後
<p>約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② <u>預け主</u>または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. ～E. (略)</p> <p>③ <u>預け主</u>または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～E. (略)</p> <p>(4) <u>前3項</u>によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当組合はこの不足額を返却の日に<u>第4条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項から第3項</u>によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続きが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合はセーフティ・ケースの開錠に際して公証人等に立ち会いをもとめることができるものとします。これらに要する費用は<u>預け主</u>の負担とします。</p> <p>(6) 手数料、遅延損害金その他<u>預け主</u>が負担すべき費用が支払われないときは、<u>前項</u>の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。</p>	<p>約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② <u>借主</u>または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. ～E. (略)</p> <p>③ <u>借主</u>または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. ～E. (略)</p> <p>(4) <u>第2項または第3項</u>によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第5条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を返却の日に<u>第5条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項、第2項または第3項</u>によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続きが3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合はセーフティ・ケースの開錠に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は<u>借主</u>の負担とします。</p> <p>(6) 手数料、遅延損害金その他<u>借主</u>が負担すべき費用が支払われないときは、<u>第5項</u>の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。</p>
<p>第14条. (保管物の一時引き取り等)</p> <p>(1) セーフティ・ケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当組合が保管物の<u>一時引き取り</u>を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(2) <u>前項</u>の事由が生じたときは、当組合は<u>預け主</u>にあらかじめ通知することにより当組合の本支店または当組合が相当と認める第三者にセーフティ・ケースの保管を委託することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第15条 (<u>保護預り品</u>の一時引き取り等)</p> <p>(1) セーフティ・ケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が<u>保護預り品</u>の一時引取り <u>またはセーフティ・ケースの変更</u>を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(2) <u>第1項</u>の事由が生じたときは、当組合は<u>借主</u>にあらかじめ通知することにより当組合の本支店または当組合が相当と認める第三者に<u>保護預り品</u>の保管を委託することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>